

災害時要援護者の避難支援と個人情報

Evacuation Support for Vulnerable People to Disasters and Personal Information

山崎栄一¹

Eiichi YAMASAKI

¹大分大学教育福祉科学部（〒870-1192 大分市大字旦野原 700 番地）

1. はじめに

本稿は，災害時要援護者の避難支援を行うにあたって，避難支援の当事者たちが持ちうる悩みを抽出しながら，そういった悩みに対する問題構造を明らかにし，実践的な解決の選択肢を提示しようとするものである．基本的には，個人情報の共有と保護のあり方という政策法務的な視点のもとに，話を進めていく．

2. 災害時要援護者の避難支援をめぐるこれまでの経緯

災害時要援護者（以下，「要援護者」と略す）とは，自分だけでは，災害の認知が困難な，あるいは十分かつ適切な避難行動等ができない人のことを指す．具体的には，高齢者，障害者，子供・幼児，病人等が考えられるが，さらに，外国人や観光客，外部からの就労者といった人々も情報の受容に問題があったり，地理に不案内であるといった点で要援護者たり得る．

災害時要援護者の避難支援が必要とされると認識されるきっかけとなったのは，2004年に多発した風水害であった．その際，被災者の多くは高齢者が大半を占めていた．これを契機に，要援護者の避難支援の体制を整えるべく，いくつかのガイドライン等が策定された^{1) 2) 3) 4)}．

とはいえ，現在においては，総務省消防庁による「市町村における災害時要援護者の避難支援対策への取組状況調査結果」によると，災害時要援護者対策について検討委員会等を設置している市町村は2005年度は153団体（1844団体中8.3%），2006年度は288団体（1827団体中15.8%），2007年度は444団体（1816団体中24.4%）と増加傾向にある．ただし，2008年3月31日現在，2009年度までに設置予定としている団体を併せても1816団体中704団体（38.7%）と4割にも満たない状況にある．

同調査結果を見る以上は，どの部局（防災関係部局・福祉関係部局等）が名簿・リスト等を把握・作成をするのか，どのような方式で個人情報の収集・共有をはかるのか，どのような法的手法で個

個人情報の目的外利用・外部提供を正当化するののかについては、千差万別なモノがあり、このあたり市町村—地域間の役割分担や市町村の政策法務のあり方につき、地域の事情に応じたコーディネートが求められているといえる。

3. 要援護者の避難支援をめぐる要点

要援護者支援の担い手としては、市町村、社会福祉協議会、医療・福祉事業者、自主防災組織、民生委員、隣人等があげられる。個人情報保護という視点からすれば、個人情報保護の基本法として「個人情報保護法」があり、総論的な部分についてはすべての担い手に適用される。そして、個別的・各論的な部分となると適用される法規範が異なる。すなわち、市町村には「自治体の個人情報保護条例」が、それ以外の担い手には「個人情報保護法」が適用されることになっている。

市町村にとっては、個人情報の収集・共有・管理について、いかに条例に沿った政策法務を展開できるかが問題となる。他方、地域における避難支援の担い手たちは、個人情報保護法上の事業者にあたるものの、5000件以上の個人情報を取り扱うと言うことはほとんどないであろうから、その限りにおいて個人情報保護法の適用を受けない。ちなみに、民生委員は民生委員法15条によって守秘義務が課せられているが、罰則があるわけではない。このように、地域における個人情報の共有は、地域における避難支援の担い手に対する法的規制・法的拘束が乏しいままで行われようとしているのが実情である。

法規制を受けない地域における避難支援の担い手たちによる個人情報保護をどのようにして担保するかである。かといって、彼らに守秘義務や罰則規定を設けるとなると、ボランティア的な側面が強い活動にそのような負担をかけさせてもよいのか、そして地域の担い手たちがそのようなプレッシャーに耐えることができるのかという問題がある。そこで、個人情報の収集・利用・管理・提供の仕組みを整備・工夫することで克服できないだろうか。結論をいえば、このような仕組みというのは、地域内でのコンセンサスによって確立されるべきであり、確立された仕組みの運用も自主的に行われるべきということになる。

以下においては、要援護者の個人情報の収集・共有のあり方（ルール）を避難支援の担い手（特に地域）で作り上げる際の悩みをピックアップしながら、検討していくことにする。

4. 当事者の悩み1—どこに要援護者がいるのか

(1) 要援護者存在情報と要援護者支援情報の区別

個人情報の収集や共有のあり方（ルール）を考えるにあたっては、要援護者の個人情報を「要援護者存在情報」と「要援護者支援情報」に分けると整理がしやすくなる。具体的には以下のような分類が行われる。

要援護者存在情報（以下、「存在情報」と略す）

要援護者の氏名 住所 性別 生年月日 連絡先 要援護者であることを示す情報

要援護者支援情報（以下、「支援情報」と略す）

要援護者の避難場所 避難経路 避難後の医療・福祉的配慮の必要性

避難支援者の氏名 住所 支援可能な時間帯

要援護者の避難支援の第一歩は、どこに要援護者がいるのかという存在情報を入手することから始まる。存在情報は、要援護者にアプローチを試みるためには不可欠な情報である。そして、支援情報も記載されて始めて、避難支援台帳が「完成」とみなされ、要援護者本人の避難支援体制が整ったといえる。そして、地域内の要援護者に対する避難支援体制が整ったところで、「防災ネットワーク」が完成したということになる。存在情報と支援情報の違いであるが、存在情報については本人の同意を得ないで共有することが許される場合がある（5.（2）参照）が、支援情報にいたっては、本人の同意を得なければ収集・共有することはできないという点にある⁵⁾。

(2) 個人情報（存在情報）の収集・共有の3方式

以上のように、要援護者の存在情報の把握は情報共有の第一歩である。避難支援の担い手が要援護者を把握する方法としては以下の3つの方法がある。実は、ガイドライン等で提示している3方式というのは、存在情報の収集・共有の仕方についての方式なのである。

a) 同意方式（＝「ローラー作戦」）

要援護者のもとを訪れ、本人の同意を得てから個人情報を入手する方式。堅実な方式だが、調査対象が不在・居留守の場合はどうしようもないし、調査対象が多すぎる、あるいは情報収集の担い手が少なすぎると、ローラー作戦は不完全なものになってしまう。また、調査の担い手と要援護者との関係性にも影響される（4.（3）参照）。

b) 手上げ方式（＝「呼びかけ作戦」）

避難支援の担い手による広報・呼びかけを通じて要援護者が自主的に存在を知らせてくれる方式。理想的な方式だが、要援護者自身が、①避難支援制度の存在を認識する＋②自分が要援護者であることを認識する、という条件が満たされて始めて、自主的に「手上げ」をしてくれることになる。これらの①②を満たすには、日ごろからの広報や防災教育が必要となる⁶⁾。

c) 関係機関共有方式（＝「ピンポイント作戦」）

同意方式は、調査対象地域における不特定多数の人間を対象に戸別訪問調査するが、関係機関共有方式となると、市町村がすでに保有している介護保険台帳や障害者台帳を活用することになる。活用方法としては、①市町村の実施機関の内部において、福祉目的に収集されたこれらの台帳を避難支援という防災目的で使用するという意味での「目的外利用」と、②これらの台帳を市町村の実施機関外部である地域に提供するという意味での「外部提供」という方法が考えられる。そうになると、あらかじめ要援護者になりうる人がどこにいるか分かっているので、「ピンポイント作戦」に

なる。ゆえに、情報収集の担い手の負担が軽減される。ただし、市町村が保有する個人情報を目的外利用・外部提供するということになるので、それをいかにして合法化するかという問題が残っている（5.（2）参照）。

個人情報の収集・共有は本人の意思が尊重されることが原則なので、同意方式・手上げ方式を基本にしながら、補完的に関係機関共有方式を採用するというスタイルが基本となる。ただし、同意方式・手上げ方式ではうまくいかない地域では、関係機関共有方式を前面に押し出すというやり方も考えられる。

（3）いかにして要援護者から同意を得るのか

実際に、避難支援の担い手が要援護者の所在を知り、本人とアプローチをとることができたとしても、本人からの同意が得られない場合がある。それには以下のような原因が考えられる。

- ① **なぜ自分の情報が収集されなければならないのかについての無理解**
→「なぜこんなことで情報を収集しようとするのか」
- ② **勝手に自分の情報が利用・提供されていることに対する不満感**
→「なぜ自分がここにいることが分かったのか」
- ③ **自分の情報が地域に漏れてしまう、悪用されてしまうことへの不安感**
→「地域に情報が漏れないか 犯罪に悪用されないか」

これらの原因は、個人情報保護法制の趣旨、要援護者の情報を収集・共有することの意義・必要性や、個人情報がきちんと管理されるということを丁寧に説明していくことで、解消されていくと思われる。本人からの同意というのは、避難支援の担い手と要援護者との信頼関係があって始めて得られるものである。要援護者の無理解・不満・不安を解消する仕組みとして、情報収集の担い手に適切な対人能力・説明能力を付けてもらうために、事前に「想定問答集」を作成しておくとか、「ロールプレイング」を行うという方法が考えられる。また、本人に直接説明を行うという方法以外にも、事業等に関連して広く広報や情報提供をすることで同意を得られるようにするという方途も考えられる⁷⁾。

5. 当事者の悩み2—法的制裁を受けるのではないか

（1）問題の所在

個人情報保護については、最近になって法整備が行われたばかりであり、実際のところ、①いかにして個人情報の収集・共有を法的に正当化するのか、②それをどのように地域や要援護者に「説明」するのが市町村や地域における避難支援の担い手の負担になっていると思われる。市町村の中には、（組織的あるいは個人的に）個人情報保護法制を理解し、それを地域や要援護者に説明する能力が欠如しているゆえに、端から個人情報は出さないという市町村もあるであろう。そこで、

正当化の根拠や説得力のある説明の手法を提供する必要性がある。避難支援の担い手にとっては、個人情報保護法制に抵触して法的責任・法的制裁を受けるのではないかという不安がつきまとう。これは、市町村だけではなく、地域における避難支援の担い手も抱えている問題である。

(2) なぜ個人情報を収集・共有できるのか—正当化の根拠付け

個人情報保護の大原則として、本人の同意があれば個人情報の収集・共有が可能である。したがって、「同意方式」「手上げ方式」による収集・共有というのは、本人の同意を得ている以上は法的には問題が発生しない(4. (3)のように、いかにして本人の同意を得るかという問題が残されているが)。

収集・共有について問題が起こりうるのは、ガイドラインにいう「関係機関共有方式」によって、市町村が「本人の同意を得ないで」目的外利用・外部提供を行う場合である。もう一つ付け加えておくと、災害後の安否確認の段階においては、生命・身体に対する危険が現在かつ明確であるために、問題にはならない。結局のところ、災害が発生する前に「本人の同意を得ないで」個人情報を収集・共有しようとする場合に、問題が起こりうる。念のために確認しておくが、「本人の同意を得てから」目的外利用・外部提供するという方途も考えられ、この場合、同意を得ている以上は法的な問題は起こらない。

自治体の個人情報保護条例を見ると、「特別の理由」「相当の理由」「公益上の理由」が見いだされる場合や、審議会がこれらの理由を認めた場合、「本人の同意を得ない」目的外利用・外部提供も可能になっている。

これらの理由に相当するか否かであるが、要援護者の避難支援は生命・身体に関わる事項であり、かつ、自然災害時には生命・身体に重篤な危害が及ぼされる可能性が高いゆえに、災害前に情報を共有することについて公共性があるといつてよい。少なくとも、地域において要援護者の所在確認が困難である場合は、「本人の同意を得ない」で、要援護者の所在に関する情報（「存在情報」）を収集・共有することは許される。

そもそも、なぜ、要援護者本人の同意を得ない場合でも個人情報（「存在情報」）の共有が認められるのであろうか。憲法論からすると、一度は要援護者にアプローチをかけ、生き残ることが困難であるという認識をしてもらった上で、個人情報の共有に同意をすることで生き残りを図るという選択肢を選ぶ「チャンス」が与えられるべきである、という根拠付けができる。これは、憲法13条にいう、生命の保護と自己決定権の確保という両側面を有していると思う⁸⁾。

実務的な側面からいえば、先ほども述べたように、まず、どこに要援護者が存在するのかが分からないとどうしようもない。存在情報の把握は、要援護者支援の「抜け・漏れ・落ち」を防ぐためにも重要であり、「同意方式」「手上げ方式」による情報収集が芳しくない場合には、「関係機関共有方式」による存在情報の共有が求められる。

正当化の方法としては、第一に、審議会の諮問を経た上で了承を得るという方法があるし、実際のところ、自治体の個人情報保護条例の運用・解釈にとどまらず、個別の条例において個人情報の「目的外利用」「外部提供」を明文で認めているケースもある（「渋谷区震災対策総合条例36条」）

4) . 一発逆転的に「同意を得ない」目的外利用・外部提供を無理矢理実施しようとする、反発を食らいかねない。この点、地域のコンセンサスを得ながら正当化を進めていかなければならない。

正当化のされやすさであるが、以前に災害が起こっているとか、災害が起こることが想定される地域においては比較的コンセンサスが得られやすいし、そうでないところは、慎重な態度をとることが予想される（6. (4) 参照）。

(3) 「本人の同意を得ない」という意味の再確認

「本人の同意を得ない」という意味は、事前に同意を得ていない（「消極的な不同意」）という意味にとどまるのか、それとも、本人が積極的に個人情報の収集・共有を一切拒絶（「積極的な不同意」）した場合でもあえて収集・共有を行うという意味も含まれるのであろうか。個人情報の収集・共有を本人から完全に拒絶された場合の対応のあり方であるが、同意を得られない場合には、地域レベルにおいて個人情報は原則消去されることになる（存在情報も含めて）。とはいえ、本人に拒絶された場合でも、個人情報を市町村の内部にとどめ、要援護者の存在情報として保管しておくことは、災害後の安否確認のためにはあり得ることかも知れない。この場合は、「情報共有の拒絶者リスト」という形ではあるが、データ保管されることになる。

(4) 情報漏えい起きた場合の対処法

避難支援の担い手が抱えているもう一つの不安は、もし、自分が保管している個人情報が漏えいしたらどのような法的責任・法的制裁を受けるだろうか、ということである。要援護者の情報共有・管理のルールを確立し、それを遵守していれば、法的責任・法的制裁が科せられることはないということを、避難支援の担い手に周知しておくことが必要である。要するに、守秘義務の内容を守っていたにもかかわらず、個人情報が漏えいしてしまった場合には、法的責任・法的制裁から免れようようにしておかなければならない。

6. 当事者の悩み3—要援護者に関する情報共有・管理のルールが確立していない

(1) 「地域完結型」の共有・管理形態の可能性

ここからは、要援護者の個人情報を「なぜ」共有・管理できるのかではなく、「どのように」共有・管理をするのかという問題である。あくまでも私見であるが、極端な話、地域で要援護者に関する情報が共有されさえすれば、自治体が必ずしも個人情報を収集・提供する必然性はない⁹⁾。市町村が個人情報を地域に提供することなく、個人情報の共有を地域だけで完結するというパターン（地域完結型）もあえて提示しておきたい。

行政の関わり方としては、①個人情報を出す・集めるタイプ（積極的なパターンと補完的なパターン）と、②情報は出さない・集めないが地域の力を後押しするタイプがある。②をガイドラインでは想定していないパターンとして「地域完結型」と名付けたい。

「地域完結型」の事例として、兵庫県洲本市は、市町村は災害後の安否確認という段階でないと個人情報を提供しない。基本的には、災害前においては、自主防災組織・民生委員・社会福祉協議

会による同意方式でのみ、個人情報を収集しているのが実態である。和歌山県紀伊勝浦町の北浜区では、自治会員が集めた個人情報は自治会長しか見ることができないし、その他の避難支援の担い手とも共有しない。また、大分県臼杵市の中津浦地区は、市町村が個人情報を出さなくても、避難支援体制を整備できている。そこでは、避難支援台帳も作らず、個人に「防災カード」を持たせることによって、要援護者の問題を解決している。

地域の避難支援の担い手による独自事業としては、民生委員制度創設90周年記念事業として、「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」を展開している。社会福祉協議会も共同でこの運動に取り組んでおり、その際には、防犯という側面も含めながら個人情報の収集・共有、地域コミュニティの充足化を図っている。

このように、地域が自主的に個人情報の共有に取り組んでいるものの、大分県佐伯市の青山地区の話では、個人情報の収集が自主防災組織と民生委員で別々に並行して行われており、うまくヨコの連携がとれていないという。このあたり、市町村や社会福祉協議会がスーパーバイザー的に情報収集の役割分担につき、調整を図るべきであろう。

(2) どの範囲にまで情報を共有すればいいのか—共有範囲の整理づけ

a) 存在情報と支援情報

存在情報で、かつ市町村の関係機関内部にとどまる部分については、「抜け・漏れ・落ち」を防止するという観点からすれば、とりあえずは広範囲に要援護者（予備軍を含む）を捉えておいてもよいと思う。個人情報の共有について消極的な自治体であれ、まずは、実施機関内部における共有から始めればよいのではないか。このレベルでの共有は、災害後の安否確認の迅速化を図るためにも要請される。以下のb)でも説明しているように、正当化がなされやすいし、どこの自治体でも目的外利用ぐらいはやって欲しい。存在情報が、市町村以外の外部に提供される段階で、共有を認めるにあたって要件を厳格にすればよい（情報の管理の仕方について徹底するなど）。

支援情報は、要援護者本人とのアプローチを経て情報を収集しなければならないし、情報の共有範囲も、本人の意思を反映させなければならない。たとえば、東京都板橋区では名簿の提供先を「登録者の選択制」としている⁴⁾。基本的には、避難支援というのは地域によって行われるべきものであるから、支援情報も地域の担い手を中心となって収集されるべきということになる。

b) 目的外利用と外部提供

関係機関共有方式といっても、そこでいう共有には「目的外利用」「外部提供」の2種類があるのは周知のことであるが、区別をしておく必要がある。

「目的外利用」は、市町村の関係機関内にとどまるため、情報漏えいのおそれが少ない。その分、目的外利用は外部提供と比べて、認められやすい。

それに対して、「外部提供」は、地域に情報が共有されるために、地域内での情報漏えいが起こらないような工夫が必要である。ただし、本人の同意を得ないまま外部提供ができるのは、市町村が地域に対して「存在情報」を提供する場合に限られる。地域において個人情報の共有・管理ルールが確立されていない間は、外部提供を認めるべきではないだろう。また、高齢という情報と比

べて障害という情報はよりセンシティブな情報であるため、障害者の存在情報については、市町村や専門家によって事前に同意を得てから地域に提供すべきであり、本人の同意を得ないで行えるのは、目的外利用に限定されると考えるべきである。

c) 避難支援の担い手による区別

要援護者情報は、目的に応じて、市町村用、民生委員用、事業者用、自主防災組織用、避難支援者用などに分けて、共有の範囲を調整することが望ましい³⁾。

避難支援システム全体の統括者として、個人情報を含括的に把握する、いわばスーパーバイザー的な立場であれば、より広く個人情報を管理することになる。逆に、避難支援者であれば、避難支援をすることが予定されている要援護者本人の情報だけを所有することになる。

市町村以外の地域の担い手であっても、個人情報のセキュリティが確保されている担い手には、共有を認めやすくしてもよいであろう。

d) 時系列的な区別

ここにいう時系列的な区別とは、平常時における共有範囲と災害時（あるいは災害切迫時）における共有範囲の区別である。

東京都練馬区においては、平常時において、福祉部局がすべての行政サービス情報をもとに要援護者名簿を作成しておき、災害が切迫したときにいつでも防災担当部局や防災機関に提供できるようにしている。また、一人暮らし高齢者生活実態調査に基づいて、本人から同意を得た上で平時から地域にも情報共有を図っている。ただし、災害時に始めて名簿を使用することができることになっている。平常時におけるデータを災害時用のデータとして加工し保管しておくことは無意味ではない。このような事業によって、それだけ、災害後の安否確認も進むことであろうし、練馬区のいうところの「避けられた死」を防止するには有効な手法である¹⁰⁾。積極的な評価をすれば、地域における個人情報に対する意識の高さを考慮、かつ、地域における個人情報の漏えいを警戒した上での施策であろう（6.（4）参照）。

ただし、災害後あるいは災害が切迫した段階で情報提供が可能になると言うことは、いわゆる「避難準備情報」の段階では、要援護者の個人情報地域内において十分に共有されないまま避難対策を講じざるを得ないと言うことを意味している²⁾。

災害後あるいは災害が切迫した際に情報を提供するというが、緊急時に個人情報を提供できるのは当たり前のことであって、要援護者の個人情報の共有をめぐる議論というのは、平常時に、言い換えれば、平日頃から個人情報の共有をどのようにすればよいのか、という議論であると言うことは確認しておくべき事柄である。

(3) 個人情報の管理方法

これは、「個人情報をどのような形で保管するのか」という問題である。考えられる方式は、①紙媒体か電子媒体か、②「台帳方式」か「マップ方式」かという区別が考えられる。このような台帳上のデータやマップ内のデータが簡単にアクセスできないように工夫するというのが常套手段であろう。少なくとも、「管理マニュアル」を作成しておいてそれを守ってさえいれば、仮に漏え

いが起きたとしても法的責任から免除されるという風にしておけばよい。「管理マニュアル」の作成手法を地域に提供することが望まれる。

また、一度集めた情報の正確性をいかにして確保するかであるが、一度、本人からの同意を得ておけば、介護保険制度等のデータ更新と連動させればよい。かつ、地域内で日ごろから「ために」声かけをしておくことも肝要である。

(4) 個人情報共有の範囲を左右する要素—地域的なコンセンサス・コミュニティの形成度

災害が発生しているところでは、地域レベルでのコンセンサスが形成されやすい。逆に、災害が発生したことがないところで情報収集・共有をするには、自然災害リスクの認識を普及させないと地域レベル（加えて個人レベル）でのコンセンサスが得られにくいであろう。室崎益輝の「金庫方式」は、個人情報の共有についてのコンセンサス形成が困難な地域、すなわち、災害があまり発生していない地域であるとか、プライバシーに対する反応が敏感な地域においては、有効な共有・管理方式であると評価できる。6. (2)d) で取り上げた東京都練馬区の例は、ここにいう「金庫方式」に入る¹¹⁾。

地域コミュニティが成熟しているほど、同意方式・手上げ方式で把握できるし、市町村のサポートも助言的なもので十分で、地域完結型の共有形態も可能である。他方、地域コミュニティが未発達などところでは、まず、地域コミュニティの成熟を図るか、行政による強い後押しが必要となる。

7. 当事者の悩み4—避難支援のなり手がいない

避難支援者になりたがらない理由の一つとして、仮に、避難支援者になったとして、災害時に避難支援をしなかった場合、法的な責任・制裁が科せられるのではないかという懸念を示していた住民もいた。避難支援台帳に掲載される避難支援者というのは、法的な義務づけを課すべきではなく、あくまでも「自発的な登録」という性格に留めておくべきであろう。

要援護者の避難支援という問題の中間到達点は、ここにあるとあってよい（最終的には、避難後の医療・福祉サービスの継続も課題として残されている^{1) 3) 4)}）。要援護者がどこにいるのかだけでなく、要援護者の避難場所・避難経路ならびに避難支援者が確保されているのかという「支援情報」が整備されないと何のために要援護者の個人情報を集めているのかの意味が半減されてしまう。存在情報だけでは、要援護者支援という問題提起ならびに災害後の安否確認に役立つにとどまる。

8. むすび

要援護者の避難支援は、基本的には地域で解決すべき問題である。自治体はあくまでも地域において自主的に解決するためのツールやヒントを提供することにある。本稿においては、情報共有・

管理のあり方について、様々な事情を抱えた市町村の方々に読んでもらうことを想定しつつ、あり得るバージョンを網羅的に提示していったつもりである。

今後は、要援護者の個人情報の共有・管理のルール作り、管理マニュアル等の作成プロセスにどれだけ当事者（特に地域の担い手）の参加を保障するのか、当事者を参加させる「場」をどのようにして設定するのが課題となる。

[本稿は、山崎栄一他「災害時要援護者の避難支援—個人情報のより実践的な収集・共有を目指して」地域安全学会論文集 No.9（2007年）157～166頁をベースに、加筆・修正したものである。]

謝辞：本稿は、科学研究費補助金・基盤研究（B）2006～2008年度「21世紀高齢・少子社会の公法学的実証的研究（代表：竹中勲同志社大学大学院司法研究科教授）、基盤研究（A）2008～2012年度「福祉防災学の構築」（代表：立木茂雄同志社大学社会学部教授）の一部である。また、兵庫県・奈良県・和歌山県・三重県・大分県・臼杵市の防災担当、兵庫県洲本町、和歌山県那智勝浦町、大分県社協、大分県佐伯市青山地区の方々には多忙にもかかわらずヒヤリングのお時間を割いていただき、また貴重な資料も数多くいただいた。すべてに方々に対し、ここに期して感謝申し上げる。

参考文献

- 1) 内閣府『災害時要援護者の避難支援ガイドライン』（旧＝2005年 新＝2006年）
- 2) 災害応急対策制度研究会編『災害時の情報伝達・避難支援のポイント』（2005年）
- 3) 災害時要援護者避難支援研究会編『高齢者・障害者の災害時の避難支援のポイント』ぎょうせい（2006年）
- 4) 内閣府災害時要援護者の避難支援における福祉と防災との連携に関する検討会『災害時要援護者対策の進め方について～避難支援ガイドラインのポイントと先進的取組事例～』（2007年）
- 5) 山崎栄一他「災害時要援護者の避難支援に関する政策法務のあり方について」地域安全学会論文集 No.8（2006年）323～332頁
- 6) 越智祐子＝立木茂雄「『災害時要援護度』概念構築の試み—台風23号水害時における在宅人工呼吸器装着者の災害リスク回避行動の分析から—」評論・社会科学81号（2006年）19～39頁
- 7) 山下淳「安心・安全のまちづくりと個人情報保護」月刊地方自治職員研修2006年7月号14～17頁
- 8) 山崎栄一「日本における防災政策と基本権保護義務」大分大学大学院福祉社会科学研究所紀要4号（2005年）49～64頁
- 9) 山下淳「地方自治ほっとNOW 災害時要援護者の支援と地域」ひょうご自治2006年9月号9～10頁
- 10) 内閣府第20次国民生活審議会第6回個人情報保護部会（2006年4月24日）資料5
- 11) 室崎益輝「『災害弱者』とコミュニティー防災」ガバナンス No.42（2004年）22～24頁

（2009. 3. 1 受付）